

作成日：令和7年5月26日

浄化槽に関する必要な届出等について

静岡県東部健康福祉センター生活環境課

TEL 055-920-2136(直通)

新しい住宅に住み始めた後、以下のような状況があった場合、浄化槽の管理者(設置者又は所有者等)は、所轄の行政機関へ届出書又は報告書を提出しなければなりません。

浄化槽の使用状況等	提出が必要な書類	提出期限	提出先
使用を開始したとき (浄化槽を稼働したときや 水道を使い始めたとき)	浄化槽使用開始報告書	使用開始して から 30 日以内	静岡県東部健康福祉セン ター 生活環境課
浄化槽管理者を変更したとき (売却、転居、死亡や代表者変更 等(建売住宅を購入したときを含 む))	浄化槽管理者変更報告書	変更してから 30 日以内	静岡県東部健康福祉セン ター 生活環境課
使用を休止したとき (空き家になる場合等、概ね 1 年以上使わないとき)	浄化槽使用休止届出書 (添付書類；清掃の記録 の写し)	休止のための 清掃をしてか ら任意の時期	浄化槽が設置されている 市町の浄化槽担当窓口
使用を再開したとき (休止届提出済の浄化槽を再度 使用する場合)	浄化槽使用再開届出書	再開してから 30 日以内	浄化槽が設置されている 市町の浄化槽担当窓口
使用を廃止したとき (浄化槽の解体・撤去、下水 道に接続したとき等)	浄化槽使用廃止届出書	廃止してから 30 日以内	浄化槽が設置されている 市町の浄化槽担当窓口
浄化槽の技術管理者を変更し たとき (技術管理者は、処理対象 人員が 501 人以上の浄化 槽に設置義務があります)	浄化槽技術管理者変更 報告書 (添付書類；浄化槽技術 管理者の資格を証する書 類)	変更してから 30 日以内	静岡県東部健康福祉セン ター 生活環境課
浄化槽の構造を変更するとき (事前の届出) (浄化槽の構造もしくは規 模を変更する場合)	浄化槽変更届出書	工事着工の 22 日前まで (国土交通大臣の 認定を受けた型 式に係る浄化槽 にあっては、 11 日前)	浄化槽が設置されている 市町の浄化槽担当窓口

関係書類の様式について インターネットで、「**静岡県 申請書ダウンロード**」と検索後、詳細検索ボタンからキーワードを入力して検索することで、必要な書類をダウンロードできます。

届出書の提出先及び連絡先 ※休止届出書、再開届出書、廃止届出書

管轄	届出書の提出先	連絡先(直通)
熱海市	環境課 環境センター管理室内 (〒413-0033 热海市热海字笠尻 1804-8)	0557-82-1153
三島市	生活排水対策室 (〒411-0858 三島市中央町 5-5)	055-983-2662
富士宮市	下水道課 (〒418-8601 富士宮市弓沢町 150)	0544-22-1173
伊東市	環境課 (〒414-8555 伊東市大原 2-1-1)	0557-32-1374
御殿場市	下水道課 御殿場浄化センター (〒412-0039 御殿場市竜 359)	0550-84-5111
裾野市	生活環境課 (〒410-1118 裾野市佐野 1059)	055-995-1816
伊豆市	上下水道課 (〒410-2505 伊豆市八幡 500-1)	0558-83-3901
伊豆の国市	廃棄物対策課 (〒410-2396 伊豆の国市田京 299-6 大仁庁舎1階)	0558-76-8001
田方郡函南町	環境衛生課 (〒419-0107 田方郡函南町平井 717-13)	055-979-8112
駿東郡清水町	くらし安全課 (〒411-0903 駿東郡清水町堂庭 210-1)	055-981-8216
駿東郡長泉町	くらし環境課 (〒411-0942 駿東郡長泉町中土狩 828)	055-989-5514
駿東郡小山町	くらし環境課 (〒410-1304 駿東郡小山町藤曲 57-2)	0550-76-6130

報告書の提出先及び連絡先 ※使用開始報告書、管理者変更報告書、管理技術者変更報告書

管轄	報告書の提出先	連絡先(直通)
静岡県東部健康福祉センター	生活環境課 (〒410-8543 沼津市高島本町1-3)	055-920-2136